資料１

# 「整備を進めるとしている事項」についての整理

内閣府（原子力防災）
福島地域担当

１　第２回作業部会において、今後の整備の進め方について同意を得た三つの事項の確認及び進捗状況について（※網掛けは前回の合意事項）

（１）整備すべき事項

①避難単位（地区）とモニタリングポストの関連付け

②原子力災害対策重点区域内の社会福祉施設等の個別避難計画の策定

③福祉車両を含む避難車両等の確保体制

上記について、当該地域における、これからの原子力災害に対する防災の検討を進めていくための整理を行うもの。

（２）進め方及び進捗状況

①については、緊急時対応が既に整理されている他の自治体(大飯地区)の知見を先行例として提示し、原子力規制庁上席放射線防災専門官と自治体との間で関連付けを行う。原子力規制庁上席放射線防災専門官で今年度内を目途に集約し、登録いただく。

・避難単位（地区）とモニタリングポストの関連付けについては、引き続き、内閣府協力のもと福島県及び原子力規制庁で整理していく。

・区域割においては、原子力防災のみならず、他防災計画との関連付けが必要である。

※緊急時対応がまとめられている地域におけるモニタリングポストとの避難単位の紐づけ例

・小学校区

・公民館（コミュニティセンター等）区

バス協会とは平成２５年度に協定を締結済み。

・補足事項

②については、これまでに引き続き、福島県において策定いただいた「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」とその作成例を基にして、策定を促していく。

・個別避難計画策定中　→　資料２参照

③については、福祉車両等については、避難行動要支援者（在宅、医療機関・社会福祉施設の入所者）のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者の数を把握した上で、福祉車両等の必要台数を見積もっていただく（なお、福島第一及び第二原子力発電所の施設近くの地域の確保手段を検討していく。）また、バス等については、バス協会等との協定の締結状況を確認する。

・→　資料３参照

・→　特に上記地域で、逐次避難指示区域の解除・住民帰還が進み、正確な住民数等を確認中であるため、時間がかかることに配慮する。

（３）各自治体の地域防災計画・避難計画の策定の現状

既に調査している内容を提示し、各自治体における地域防災計画・避難計画の策定の現状（進捗具合を含む。）を引き続き、確認させていただきたい。

・→　資料４参照

２　その他

（１）作業部会は、引き続き原則として年に１度開催することとしたい。

（２）県からの報告事項

・原子力災害発生時、学校等避難開始時期の改正に向けた取り組み状況
→　資料５参照

（３）これまで県主体で行ってきた原子力災害現地対策本部防災図上演習については、今年度は国主催で令元．９．１９～２０に実施する予定なので、ぜひ参加をしてもらいたい。

３　質疑応答

（１）いわき市からの質問に対する回答

・　→　資料６参照

（２）その他（議題以外でも可）

資料2

# 原子力災害時における病院、施設等の避難計画策定状況【市町村別】

（H30.3.31現在）

| 区分 | 市町村名 | 対象施設 | 計画策定済数 | 着手済・未策定 | 策定率 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 双葉８町村 | 広野町 | 医療機関 1 | 1 | 0 | 100% | |
| | | 福祉施設 3 | 2 | 1 | 67% | 着手済:花ぶさ苑（年度内策定予定） |
| | | 計 4 | 3 | 1 | 75% | |
| | 楢葉町 | 医療機関 0 | 0 | 0 | － | 完了 |
| | | 福祉施設 1 | 1 | 0 | 100% | |
| | | 計 1 | 1 | 0 | 100% | |
| | 川内村 | 医療機関 0 | 0 | 0 | － | 完了 |
| | | 福祉施設 1 | 1 | 0 | 100% | |
| | | 計 1 | 1 | 0 | 100% | |
| 被災12市町村 | 南相馬市 | 医療機関 7 | 5 | 2 | 71% | |
| | | 福祉施設 19 | 11 | 8 | 58% | |
| | | 計 26 | 16 | 10 | 62% | |
| | 田村市 | 医療機関 4 | 1 | 3 | 25% | |
| | | 福祉施設 21 | 13 | 8 | 62% | |
| | | 計 25 | 14 | 11 | 56% | |
| | 川俣町 | 医療機関 1 | 0 | 1 | 0% | |
| | | 福祉施設 8 | 6 | 2 | 75% | |
| | | 計 9 | 6 | 3 | 67% | |
| | 飯舘村 | 医療機関 0 | 0 | 0 | － | 完了 |
| | | 福祉施設 1 | 1 | 0 | 100% | |
| | | 計 1 | 1 | 0 | 100% | |
| UPZ圏 | いわき市 | 医療機関 41 | 16 | 25 | 39% | |
| | | 福祉施設 120 | 66 | 54 | 55% | （医療機関と重複2） |
| | | 計 161 | 82 | 79 | 51% | |
| 合　計 | | 医療機関 54 | 23 | 31 | 42.6% | |
| | | 福祉施設 174 | 101 | 73 | 58.0% | （医療機関と重複2） |
| | | 計 228 | 124 | 104 | 54.4% | |

資料３

# 平成30年度の取り組み（避難車両の確保関連）

１　防災業務関係者研修の開催

・原子力災害時に住民防護活動の支援を行うバス運転手等を対象とする研修を実施した。

受講者数　18名　（平成27年度から毎年開催しており、これまで約90名が受講）
実施時期　平成31年２月
内　　容　放射線防護のために必要な基礎知識
住民防護活動の概要と防護措置
放射線測定器の取扱、防護装備の着脱等
福島県原子力災害広域避難計画等
参　　考（これまでの受講申込者数）
平成27年度　17名
平成28年度　34名
平成29年度　24名

２　衛星携帯電話通信環境の整備

・県では、災害時の連絡手段を確保するため、福島県バス協会、幹事社※１、いわき市に営業拠点を有する９社※２に衛星携帯電話を配置しているが、平成30年度は受信強度が不十分であったバス協会及び事業者５社を対象に専用アンテナ整備や回線工事を行った。

※１　幹事社
①　新常磐交通株式会社　　H30回線工事済
②　福島交通株式会社
③　会津乗合自動車株式会社　　H30専用アンテナ整備済

※２　いわき市に営業拠点を有する９社
①　新常磐交通株式会社【再掲】
②　株式会社報徳バス　　H30専用アンテナ整備済
③　株式会社オールスター観光
④　浜通り交通株式会社
⑤　有限会社ウインズトラベル
⑥　遠野タクシー有限会社
⑦　有限会社内郷タクシー　　H30専用アンテナ整備済
⑧　有限会社ステージトラベル　　H30専用アンテナ整備済
⑨　株式会社磐城タクシー【②と同グループ会社、衛星携帯電話を共用】

資料４

元．５．３１現在

原子力災害対策重点区域の計画作成状況

| | 地域防災計画<br>（原子力災害対策編） | 広域避難計画 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 福島県 | ２８年　２月　１日 | ２８年１２月１５日 | |
| | | | |
| いわき市 | ３１年　３月２０日 | ３０年　３月１２日 | |
| 田村市 | ２９年　７月　１日 | ２９年１１月　１日 | |
| 南相馬市 | ３１年　２月２２日 | ３１年　２月２２日 | |
| 川俣町 | ２９年　１月２０日 | ２７年　３月２７日 | |
| 広野町 | ２７年　３月２５日 | ２７年　７月２５日 | |
| 楢葉町 | ３１年　１月３１日 | ２８年　９月１６日 | |
| 富岡町 | ２８年　９月２３日 | ２８年　９月２３日 | |
| 川内村 | ２５年　６月２８日 | ２６年１０月２１日 | |
| 大熊町 | １９年　３月　１日 | 未策定 | 震災前の避難計画は確認できず |
| 双葉町 | １８年１１月　１日 | 未策定 | 震災前の避難計画は確認できず |
| 浪江町 | ２９年　３月　６日 | ２９年　３月　６日 | |
| 葛尾村 | ２５年　７月２９日 | 未策定 | |
| 飯舘村 | ２５年　３月１８日 | 未策定 | |
| | | | |
| 小計 | １４／１４ | １０／１４ | |

# 学校・保育所等の防護措置の実施タイミング（先行地域との比較）

30.4.3 Ver.3

| 事態の進展 | | 警戒事態 | 施設敷地緊急事態 | 全面緊急事態 | OIL1、OIL2 |
|---|---|---|---|---|---|
| 福島地域 | PAZ | ・校舎内待機 | （・校舎内待機） | ・教職員等とともにバス避難 | |
| | UPZ | ・校舎内待機 | （・校舎内待機） | ・保護者に引き渡し<br>（・以下は、教職員等とともに屋内退避）<br>①現在避難等により区域外から通学している生徒や宿泊施設を利用している生徒<br>②学校からの帰宅が困難、または、被ばく軽減の観点から自宅等へ帰ることが必ずしも適当でない園児、児童、生徒等 | ・左記①②の園児、児童、生徒等は教職員等とともにバス等による集団避難（一時移転等）を実施 |
| 伊方地域 | PAZ | ・児童・生徒は避難準備<br>・幼児は保護者に引き渡し | ・児童・生徒は教職員等とともに避難経由所に移動後、保護者に引き渡し<br>・未引き渡し幼児は教職員等とともに最寄りの学校へ移動後、学校の児童等と一緒に避難経由所に避難し、保護者に引き渡し | | |
| | UPZ | | ・保護者へ引き渡し | ・未引き渡し児童等は教職員等とともに屋内退避 | ・未引き渡し児童等は教職員等とともに一時移転等を実施 |
| 玄海地域 | PAZ | ・保護者に引き渡し | ・未引き渡し児童等は教職員等とともにバス避難<br>・避難先で保護者に引き渡し | | |
| | UPZ | ・帰宅もしくは保護者に引き渡し | | ・未引き渡し児童等は教職員等とともに屋内退避 | |
| 福井地域（大飯）（高浜） | PAZ | ・保護者に引き渡し | ・教職員等とともにバス避難<br>・避難先で保護未引き渡し児童等は者に引き渡し | | |
| | UPZ | ・帰宅又は保護者に引き渡し | | ・未引き渡し児童等は教職員等とともに屋内退避 | ・未引き渡し児童等は教職員等とともに一時移転等を実施<br>・避難先で保護者へ引き渡し |
| 泊地域 | PAZ | ・避難準備 | ・教職員等とともに一時滞在所又は避難先に移動<br>・一時滞在場所又は避難先で保護者に引き渡し | | |
| | UPZ | | ・保護者に引き渡し | ・未引き渡し児童等は教職員等とともに屋内退避 | ・未引き渡し児童等は教職員等とともに一時移転等を実施<br>・一時滞在場所で保護者へ引き渡し |
| 川内地域 | PAZ | ・保護者に引き渡し | ・未引き渡し児童等は教職員等とともにバス避難<br>・避難先で保護者に引き渡し | | |
| | UPZ | ・帰宅又は保護者に引き渡し | | ・未引き渡し児童等は教職員等とともに屋内退避 | ・未引き渡し児童等は教職員等とともに一時移転等を実施<br>・避難先で保護者へ引き渡し |

（出典） 福島県原子力災害広域避難計画（平成28年12月）、学校災害（地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害）対応マニュアル例（平成26年2月 福島県教育委員会）、先行地域の緊急時対応（全体版）

# 国による物資（燃料）の供給体制（泊）

資料６

- 北海道及び関係町村が備蓄している燃料が不足する場合、北海道及び関係町村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。

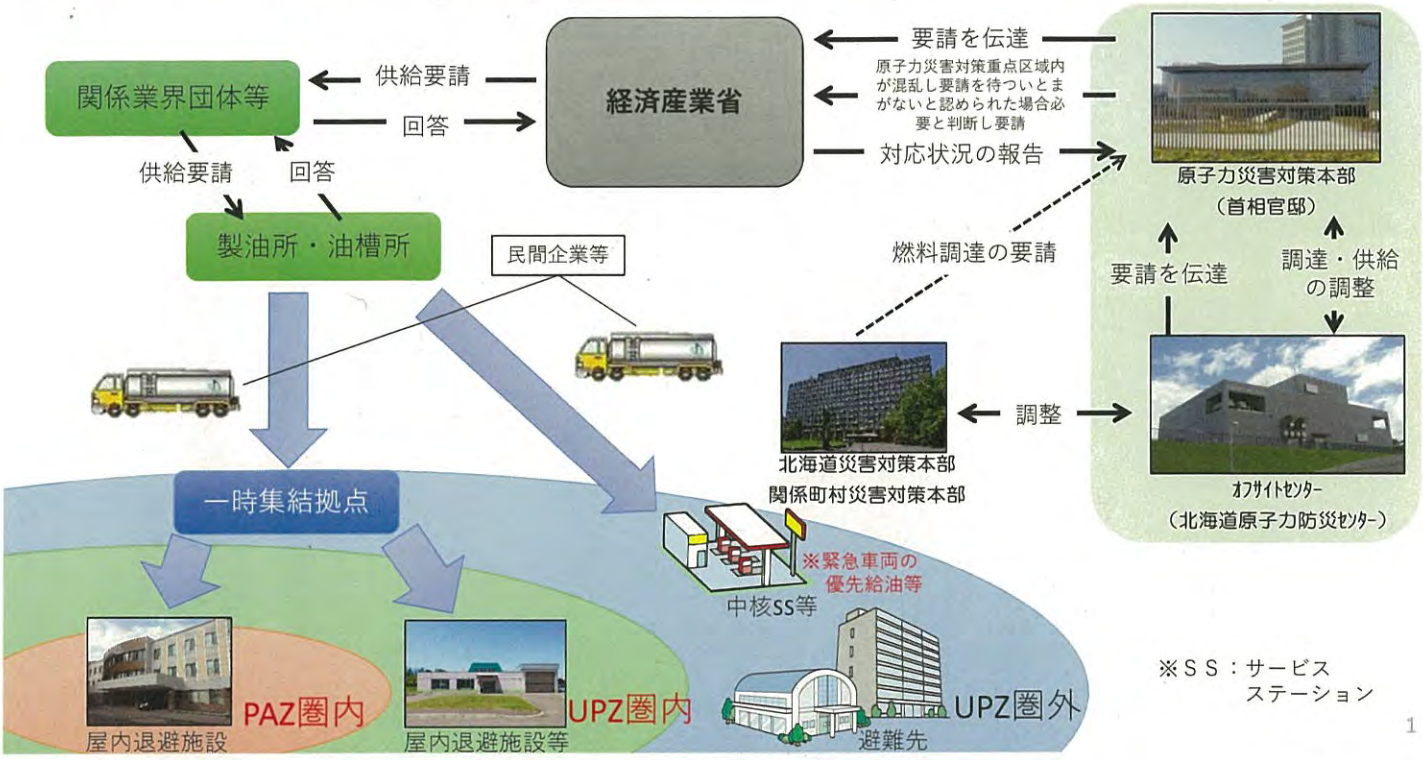


※ＳＳ：サービスステーション

1

- 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

| 物資の種類 | 担当省庁 | 主要緊急物資 | 主な関係業界団体等 |
|---|---|---|---|
| 給水 | 厚生労働省 | 飲料水 | 周辺自治体水道局 |
| 医薬品等 | | 一般薬、紙おむつ、ﾏｽｸ　等 | 日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会　等 |
| 食料等 | 農林水産省 | ﾊﾟﾝ、即席めん類、おにぎり、缶詰　等 | 各種食品産業関係団体　等 |
| 生活必需品 | 経済産業省 | 仮設ﾄｲﾚ、ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ、毛布　等 | 什器・備品ﾚﾝﾀﾙ協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合　等 |
| 燃料（石油・石油ｶﾞｽ等） | | ｶﾞｿﾘﾝ、軽油　等 | 石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ｶﾞｽ・金属鉱物資源機構（JOGMEC）　等 |

| 貸出用機材の種類 | 担当省庁 | 主要緊急物資 |
|---|---|---|
| 通信機器 | 総務省 | 貸出用**災害対策用移動通信機器**（衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機）を備蓄 |

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P.88の体制に基づき実施。

2

# 国による物資（燃料）の供給体制（大飯）

- 関係府県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係府県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から屋内退避施設や避難先等への搬送を行う。

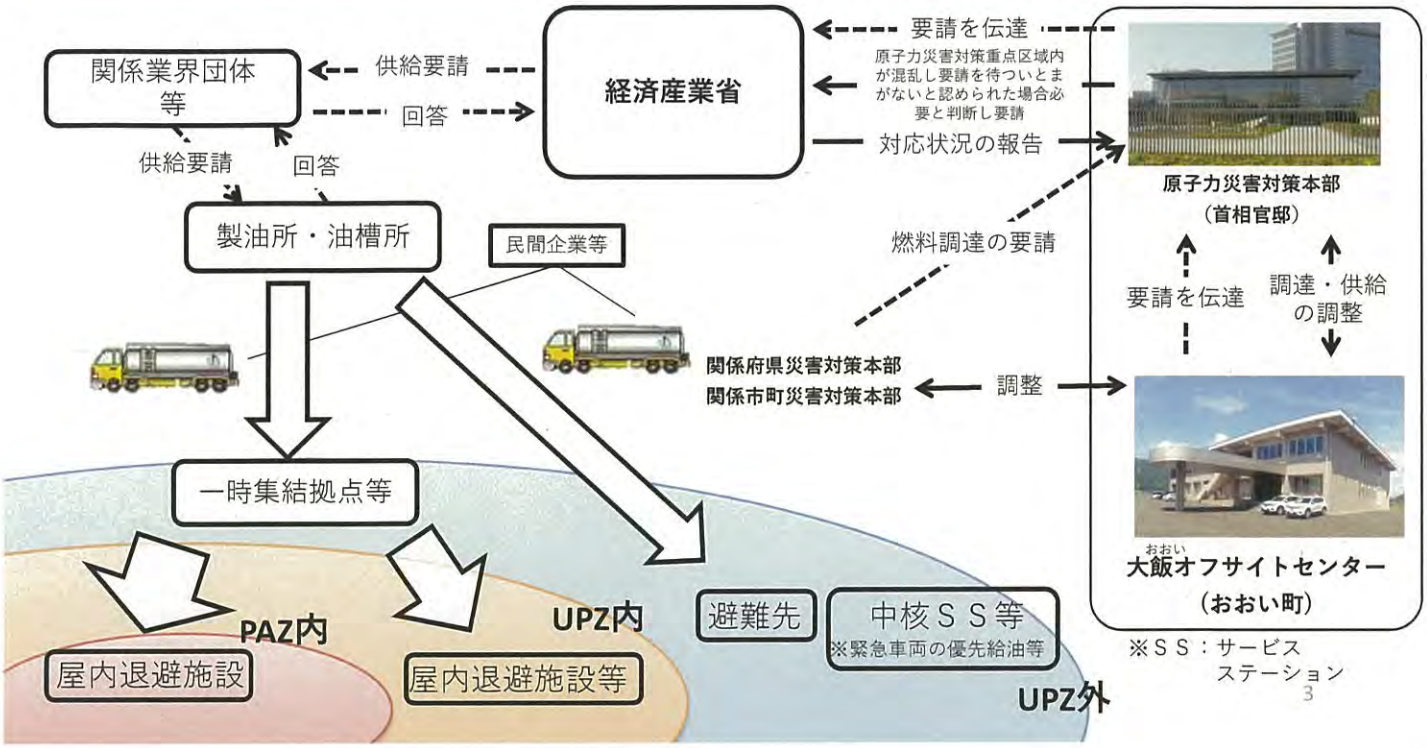


3

- 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

| 物資の種類 | 担当省庁 | 主要緊急物資 | 主な関係業界団体等 |
|---|---|---|---|
| 給水 | 厚生労働省 | 飲料水 | 周辺自治体水道局 |
| 医薬品等 | | 一般薬、紙おむつ、マスク　等 | 日本ＯＴＣ医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会　等 |
| 食料等 | 農林水産省 | パン、即席めん類、おにぎり、缶詰　等 | 各種食品産業関係団体　等 |
| 生活必需品 | 経済産業省 | 仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布　等 | 什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合　等 |
| 燃料（石油・石油ガス等） | | ガソリン、軽油　等 | 石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）等 |
| **貸出用機材の種類** | **担当省庁** | **主要緊急物資** | |
| 通信機器 | 総務省 | 貸出用**災害対策用移動通信機器**（衛星携帯電話、ＭＣＡ端末、簡易無線機）を備蓄 | |

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P117、118の体制に基づき実施。

4